

浦安市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

浦安市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化と市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化と市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 熱中症予防に関すること
- (3) 教育・スポーツの振興に関すること
- (4) 食育の推進に関すること
- (5) 防災・減災対策及び災害発生時の支援に関すること
- (6) その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む。以下この条及び第4条において同じ。）は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携及び協力の実施方法等具体的な実施事項については、甲と乙の協議の上、別途定める。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、該当関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

(期間)

第5条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が終了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が終了する日の翌日から起算して1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため。本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 東京都千代田区神田司町2丁目9番
大塚製薬株式会社 東京支店
支店長 池内呉郎